

# 学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

福島県立会津第二高等学校

福島県立会津第二高等学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的にかつ効果的に推進する。

## 1 基本理念

- (1) いじめの未然防止にあたっては、学校の教育活動の全てにおいて「いじめはだれにでも起こりえる」という認識をもって取り組む。全職員が些細なことでも親身になって相談を受け未然防止・早期発見に努める。
- (2) 本校の教育目標の1つである「他を思いやる豊かな情操に支えられた実践力」を育成し、いじめをおこなわず、傍観することもないよう、道徳心と規範意識を養う。
- (3) いじめの疑いの情報等があった場合は事実の有無を確認し、いじめられている生徒の安全を確保する。学校全体で情報を共有し保護者や関係機関と連携して対応する。

## 2 基本方針

### (1) いじめの定義

(第2条)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 〈 具体的ないじめの様態例 〉

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをくり返し言われる。
- ②意図的に仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③わざとぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### (2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

#### ①名称

「いじめ対策委員会」

## ②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー

## ③組織の役割

- 1 いじめ防止基本方針の策定。
- 2 いじめ防止のための計画立案と実施・検証に関すること。
- 3 いじめの疑いに関する情報の収集と記録に関すること。
- 4 いじめの指導や支援の体制・対応方針の決定に関すること。
- 5 他機関との連絡調整や保護者との連携に関すること。
- 6 その他、いじめに関すること。

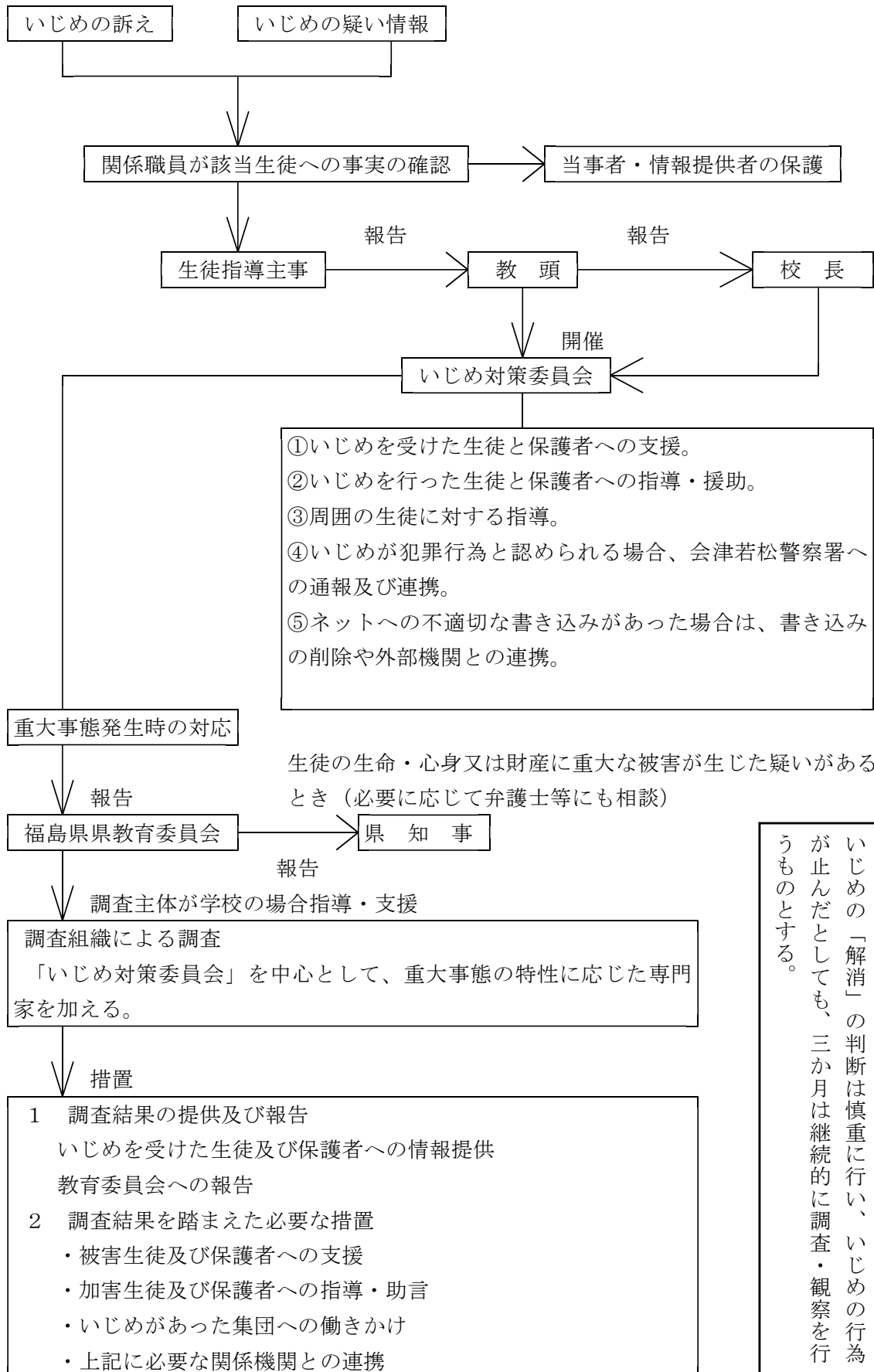
## (3) いじめの未然防止のための取り組み

- ①LHRや全校集会の中で、いじめの様態（インターネット上のものを含む）が、さまざまであることを生徒に認識させ、いじめが重大な人権侵害であることを十分に理解させる。
- ②規律正しい態度で授業に取り組ませ、くり返し学習を徹底し学習事項を定着させることにより集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ③学校行事や部活動等を通じて生徒一人一人が充実して活動できる環境をつくり、互いに認め合う円滑な人間関係を構築し連帯感を深める。
- ④いじめ防止等の対策に関する研修を行い、いじめの防止・早期発見に努めるとともに、情報を共有しないことは「法律に違反し得る」という認識のもと、教員間で情報交換できる体制を作る。
- ⑤あらゆる機会において本校のいじめ対策の基本方針について保護者や地域に周知し、学校と連携できるよう理解を図る。
- ⑥原発事故避難者、障害を持つ者、性的少数者（LGBT）など、差別の対象になりやすい生徒に対しては、必要な支援を確認したり、周囲の生徒の協力や理解を求めたりするなど、特別な配慮を行う。

## (4) いじめの早期発見のための取り組み

- ①担任による生徒個人面談・保護者面談を年二回実施する。その他必要に応じて臨時面談を行う。
- ②カウンセラーによる全校生面接や部長面談を実施し情報を共有するとともに、アンケートによる被害調査を年三回実施する。
- ③二高ホームページや学校だより・相談室だより等で情報提供を行うとともに、相談がいつでも気軽にできる事を保護者や地域に周知する。

(5) いじめに対する処置



(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査	校内研修	いじめ防止会議	評価計画
4月	全校集会① 登校指導① 中学校訪問	S C 全校生面談 (～7月)	校内研修① 「規範意識 の徹底」	いじめ対策委員会 (第1回)	
5月	交通安全教室				
6月	登校指導②	面接週間(担任) 被害実態調査①			
7月	全校集会② 薬物乱用防止教室	保護者面談(担任) S C 保護者相談		いじめ対策委員会 (第2回)	
8月	全校集会③ 登校指導③				
9月		被害調査②			
10月	スマホ・携帯安全教室 未成年の為の法律相談	面接週間(各部長)		いじめ対策委員会 (第3回)	中間評価 及び報告
11月	ボランティア活動		校内研修② 「生徒理解 について」		
12月	全校集会④	保護者面談(担任) S C 保護者相談			
1月	全校集会⑤				
2月		被害調査③ S C 保護者相談		いじめ対策委員会 (第4回)	
3月	全校集会⑥				年間評価 及び報告